

お知らせ＜伝染病＞

保護者 各位

東一の江幼稚園

お子さまが伝染症の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。
ご参考までに学校保険法にさだめられたものを付記いたします。登園停止の期間については、
症状により医師に伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	解熱した後、2日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺のはれがなくなるまで
5	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	結核	伝染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	その他の伝染病 ()	

※ 登園するときにお持ちください。

..... き り と り せ ん

証明書

東一の江幼稚園 園長 殿

組 氏名

病名

月 日から登園してもよいことを証明いたします。

平成 年 月 日 医師